平成２１年（フ）第１７０号
富山県小矢部市桜町1239番地
債務者　山上　浩史
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１７３号
富山県射水市海老江50番地５　海老江県営住宅４―302
債務者　ホアジャ，リズワンアフザル
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１９８号
富山県高岡市赤祖父31番地　繁久寺ハイツ203号
債務者　三上　敦子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３４７号
石川県白山市宮永町2770番地　セジュールグラッシュＢ棟107号、従前の住所石川県白山市八田町432番地３
債務者　中山　和美（旧姓廣田）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２７６号
長野市豊野町豊野1005番地３居酒屋小鳥
債務者　小板橋久美子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７７号
長野市信更町涌池3960番地の３
債務者　村田　倶子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９３号
岐阜県加茂郡川辺町比久見1059番地６
債務者　谷川　良子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２３８号
兵庫県宝塚市小林５丁目13番２号、前住所兵庫県宝塚市平井１丁目30番10号
債務者　サブローズバーだんこと　練木佐夫朗
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２６１号
兵庫県宝塚市大吹町３番11号　丸美苑206号室、前住所大阪府和泉市肥子町２丁目２番53―303号
債務者　柳　奈美子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９１号
兵庫県伊丹市池尻２丁目178番地　滝内パナハイツ201号
債務者　林　　香織
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第６６６号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目10番地　第２みのり荘、前住所兵庫県尼崎市大庄中通３丁目31番地
債務者　山田　京子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６７９号
兵庫県西宮市愛宕山12番６―201号
債務者　井上　憲治
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２２号
鳥取県鳥取市青谷町青谷4026番地の４
債務者　美濃　伸介
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２３号
鳥取県鳥取市青谷町青谷4026番地の４
債務者　美濃真理子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２２６号
鳥取県鳥取市新108番地２　センターハイツ103号、旧住所鳥取県鳥取市吉成254番地１フラジオレット101号
債務者　酒本　裕介
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３０号
鳥取県鳥取市末広温泉町624番地３　ダイアパレスグラン604号
債務者　神波　忠雄
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６４号
鳥取県米子市彦名町5170番地１
債務者　小林　之博
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部